

Q4. 基金に加入した時の加入員・受給者のメリットは？

A

個人の負担はまったく変わりなく、次の上乗せ給付が終身にわたり受けられます。

- ・ 1ヶ月でも加入されれば必ず年金につながります。（国は25年以上の加入要件）
- ・ 年金額も必ず有利になります。（代行する国の額に事業主の負担してくれる上乗せ）
- ・ 年金額の計算は加入員期間が長いほどより有利になります。（加算型の採用）
- ・ 失業給付受給中も代行部分は停止されず、基金から満額支給されます。

基金の行う様々な「福祉事業」の付加価値があります。

- ・ 福祉施設（会館・スポーツセンター）の利用・・ライフプランセミナー
- ・ 長寿祝金・契約保養施設の補助金支給・観劇会 等

詳しくは「福祉施設事業」をご参照ください。